

横浜市の支給決定児童の受入れがある
放課後等デイサービス事業所 管理者 様

(※ 児童発達支援、保育所等訪問支援の事業所は対象外)

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

新型コロナウイルス感染症に伴う令和 2 年 6 月サービス提供分の請求について（通知）

標記について、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者負担の増加額相当に対しては、3 月サービス提供分以来、国庫補助の対応がなされ、各事業所の皆様におかれましても請求事務にご協力くださりありがとうございます。

6 月サービス提供分については、以下のとおり取り扱うこととするため、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ・ 6 月サービス提供分の利用者負担軽減は、一部内容を変更します（後述）。
当初の請求期間（7/1～7/10）から、利用者負担軽減後の金額でご請求ください。
- ・ 報酬単価について、引き続き、6/30 まで学校休業日単価を適用しても差し支えないこととします。
〔分散登校等によって登校した日の放課後等デイサービスの利用や代替的支援であっても、学校休業日単価を適用〕

1 6 月サービス提供分の利用者負担軽減の内容

(1) 軽減内容（後添：【例 1】【例 2】参照）

①【前月同様】利用児童の居宅への訪問や電話等で健康管理や相談支援等の代替的な支援（以下「代替的な支援」という。）にかかる利用者負担の全額

（考え方） 引き続き、分散登校等が続いているため。

②【内容変更】総費用額のうち、代替的支援に係る費用を控除した後に残る金額を 20%軽減

（考え方） 学校の休校日か否かに関わらず学校休業日単価を適用等することによって、利用者負担が増加するため。通常の放課後単価と学校休業日単価の差額を考慮して、総費用額から代替的支援をした後に残る金額を、一律に 20%軽減

※ この金額の 1 割と負担上限月額のうちいずれか低い方を利用者負担とするため、総費用額が大きい場合など、利用者負担額は通常と変わらない場合もあります
※ 前月までの取扱い（2 月サービス提供分における利用者負担との比較）と異なります

(2) 今回の負担軽減の対象児童

以下のすべてを満たす児童

ア 横浜市が放課後等デイサービスの支給決定を行っている

※ 他市区町村の児童については、当該自治体からの連絡をご確認ください。

イ 令和 2 年 6 月 1 日から 6 月 30 日の間に 1 回以上、放課後等デイサービスを利用している。

（代替的な支援のみ利用している場合を含む）

2 利用者負担軽減対象者の確認方法及び対象者にかかる利用者負担の請求手順

(1) 利用者負担軽減対象者の確認（負担上限月額：4,600円又は37,200円）

- ・ 請求情報の作成時、「利用者負担上限月額①」を手入力により、「利用者負担軽減後の利用者負担」へと修正

※ 6月分について、「利用者負担上限月額②」は操作しません。

- ・ 決定利用者負担額が「利用者負担軽減後の利用者負担」となっているかを確認

※ 今回ご案内したとおり請求をすると、請求後のデータ確認で、

EG37 ▲資格：利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の
「利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額」と一致していません

が表示されますが、この手続きにおいて発生したのであれば、対応は不要です。

ア 上限管理がある場合【今回から変更】

上限管理事業所がその他事業所での支援の実施状況、代替的支援の有無を把握の上、計算

- ・ 負担軽減額が上限管理事業所の利用者負担額を上回る場合、通常の上限管理の手順と同様に他事業所も含めて計算
- ・ 上限管理事業所は、利用者負担上限額管理結果票を、「利用者負担軽減後の利用者負担」で作成
- ・ その他事業所は、利用者負担上限額管理結果票に基づき請求

イ 上限管理がない場合

各事業所単位で計算

(2) 対象者を「6月分・利用者負担額算定シート」(Excel)にまとめて、電子申請システムで横浜市に送付（※前月から変更あり。6月分にのみ、お使いください）

横浜市電子申請システム URL：

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1591834106065>

締め切り：令和2年7月10日（金）

【6月分・利用者負担額算定シートについて】

- ・ 上限管理のある児童について、記載は上限管理事業所でまとめてお願いします。その他事業所においてはこのシートに記載はせず、請求は利用者負担軽減を反映した内容で行ってください。
- ・ 記載は、実際に利用者負担額が軽減される児童のみで結構です。
(後添：【例3】参照)
- ※ 3月サービス提供時においては、利用者負担額への影響の有無を問わずすべて記載をお願いしていましたが、4月以降は軽減内容が異なるため、利用者負担額に影響がなければ記載不要

(3) 通常請求期間（7/1～7/10）による利用者負担調整の手続き

(4) 利用者負担が軽減となる場合、利用者に説明し、軽減後の利用者負担を受領

3 その他

- ・今回の国庫補助は、国及び神奈川県が行う補助事業に基づくため、放課後等デイサービスのみが対象です。児童発達支援又は保育所等訪問支援のみを利用している場合、対象となりません。
- ・令和2年6月に放課後等デイサービスを利用している児童が同月に保育所等訪問支援を利用していた場合、保育所等訪問支援に係る利用者負担を含めて、利用者負担の軽減を行います。

令和2年7月以降の軽減措置の継続は、未定です。

詳細が決まり次第、別途通知します。

担当：横浜市こども青少年局
障害児福祉保健課 電話：045-671-4274

【例1】代替的な支援がない場合

→ 学校休業日単価と放課後単価の差額分として、20%軽減（利用者負担額算定シートでは自動計算）

保護者氏名	利用者負担 上限月額 ア 受給者証の 利用者負担上限月額	6月 サービス利用分 ※イ、ウは、負担上限月額（4,600円/37,200円）を上限とせず、そのまま総費用額×0.1					
		当初（軽減前）		うち、代替的な支援分		利用者負担 エ 代替的な支援 全額軽減 かつ2割軽減 (イ-ウ)×0.8	【確定利用者負担】 オ 代替的な支援を全額軽減 かつ2割軽減後の 利用者負担額と 利用者負担上限月額の いずれか低い方が 利用者負担
		総費用額	利用者負担 当初 イ 総費用額×0.1 (端数切捨て)	代替的な支援の 費用額 (含まない) 上限額管理加算、 欠席時対応加算、 送迎加算 (含む) 上記以外の加算	代替的な支援分の 利用者負担 ウ 代替的な支援の 費用額×0.1 (端数切捨て)		
横浜 みなと	4,600	56,789	5,678	0	0	4,542	4,542
本町 湊	37,200	123,456	12,345	0	0	9,876	9,876

【例2】代替的な支援がある場合

→ 代替的支援の全額を軽減（手入力）してから、学校休業日単価と放課後単価の差額分として、20%軽減（自動計算）

保護者氏名	利用者負担 上限月額 ア 受給者証の 利用者負担上限月額	6月 サービス利用分 ※イ、ウは、負担上限月額（4,600円/37,200円）を上限とせず、そのまま総費用額×0.1					
		当初（軽減前）		うち、代替的な支援分		利用者負担 エ 代替的な支援 全額軽減 かつ2割軽減 (イ-ウ)×0.8	【確定利用者負担】 オ 代替的な支援を全額軽減 かつ2割軽減後の 利用者負担額と 利用者負担上限月額の いずれか低い方が 利用者負担
		総費用額	利用者負担 当初 イ 総費用額×0.1 (端数切捨て)	代替的な支援の 費用額 (含まない) 上限額管理加算、 欠席時対応加算、 送迎加算 (含む) 上記以外の加算	代替的な支援分の 利用者負担 ウ 代替的な支援の 費用額×0.1 (端数切捨て)		
横浜 みなと	4,600	123,456	12,345	67,890	6,789	4,445	4,445
本町 湊	37,200	234,567	23,456	123,456	12,345	8,889	8,889

【例3】利用者負担軽減の対応が 必要ない場合

- 利用者負担軽減に関する対応は不要です。また、利用者負担額算定シート家の記載も不要です。通常どおり請求を行ってください。
- 以下は説明用としてご覧ください。各事業所での記載は不要です。

保護者氏名	利用者負担 上限月額	6月 サービス利用分 ※イ、ウは、負担上限月額 (4,600円/37,200円) を上限とせず、そのまま総費用額×0.1						【確定利用者負担】 オ 代替的な支援を全額軽減 かつ2割軽減後の 利用者負担額と 利用者負担上限月額の いずれか低い方が 利用者負担	対応・記載不要の理由 ↓
	ア 受給者証の 利用者負担上限月額	当初 (軽減前)		うち、代替的な支援分		エ 利用者負担 代替的な支援 全額軽減 かつ2割軽減 (イ-ウ)×0.8	オ 代替的な支援を全額軽減 かつ2割軽減後の 利用者負担額と 利用者負担上限月額の いずれか低い方が 利用者負担		
		総費用額	利用者負担 当初 イ 総費用額×0.1 (端数切捨て)	代替的な支援の 費用額 (含まない) 上限額管理加算、 欠席時対応加算、 送迎加算 (含む) 上記以外の加算	代替的な支援分の 利用者負担 ウ 代替的な支援の 費用額×0.1 (端数切捨て)				
横浜 みなと (代替的支援なし)	4,600	100,000	10,000	0	0	8,000	4,600	2割軽減前の イ が ア 4,600円 を超過 2割軽減後の オ も ア 4,600円 の額 結果、利用者負担は変わらない。	
横浜 みなと (代替的支援 有)	4,600	100,000	10,000	10,000	1,000	7,200	4,600	上記の条件に加えて代替的支援を 空除した場合でも、利用者負担は変わらない。	

参考「令和2年5月28日こ障福第740号」Q&Aから一部再掲

(Q&A)

10	上限管理がある児童で、4月の軽減後の利用者負担額が2事業所以上に発生する場合、事業所はどのように請求するのか	別紙(例4)のとおり対応をお願いします。
----	--	----------------------

別紙

(例4) 4月の軽減後の利用者負担額が2事業所以上に発生する場合

下記①と②の状況に応じて、通常と異なる計算・操作が必要

① 軽減後の利用者負担額の合計が、上限管理事業所の当初利用者負担額より同額以下になる場合

- 請求システム上、上限管理事業所は、「総費用額の1割。ただし、負担上限月額まで」の請求しかできない。

↓

(対応方法)

- ・ 軽減後の利用者負担額を、上限管理事業所が全額徴収
- ・ 利用者負担額①は、強制的に軽減後負担額の合計額に修正

(円)	4月利用者負担額			対応方法	
	当初 (総費用額×1割)	当初 (上限管理後)	軽減後 負担額		
合計	5,800	4,600	1,964	下記のように上限管理事業所の利用者負担額が総費用額の1割になるように調整 (164+1,800=1,964)	
内訳	上限管理事業所	3,000 (代替的支援2,836 +上限管理加算164)	3,000 (同左)	(×) 164 上限管理加算分 ≠総費用額の1割 なので請求×	<p>過誤の後、</p> <p>利用者負担額①を1,964円、管理結果を1にして再請求</p> <p>【入力・徴収する金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上限管理事業所：1,964 ・ その他事業所1：0 ・ // 2：0
	その他事業所1	1,800 (代替的支援なし)	1,600 (上限管理後)	(×) 1,800 請求上、上限管理事業所から徴収するので請求×	
	// 2	1,000 (すべて代替的支援)	0 (上限管理後)	0 (代替的支援のため)	

→ 令和2年6月提供分は、7/1-7/10の間に、利用者負担軽減を反映させて請求してください。

② 軽減後の利用者負担額の合計が、上限管理事業所の当初利用者負担額を上回る場合

■ 請求システム上、上限管理事業所は自事業所での総費用額の1割を上回って請求できない。

↓
(対応方法)

- ・ 上限管理事業所は、当初の利用者負担額まで徴収し、徴収しきれない分は其他事業所の利用者負担額で調整
- ・ 利用者負担額①は、強制的に軽減後負担額の合計額に修正

(円)		4月利用者負担額			対応方法
		当初 (総費用額×1割)	当初 (上限管理後)	軽減後 負担額	
合計		4,300	4,300	1,964	下記のように上限管理事業所の利用者負担額が総費用額の1割になるように調整(其他事業所1の請求額の一部を上限管理事業所に移して調整)
内 訳	上限管理 事業所	1,500 (代替的支援1,336 +上限管理加算 164)	1,500 (同左)	(×) 164 <u>上限管理加算分</u> <u>≠総費用額の1</u> <u>割</u> <u>なので請求×</u>	過誤の後、 利用者負担額①を1,964円、 管理結果を3にして再請求 【入力・徴収する金額】 ・ 上限管理事業所：1,500 ・ 其他事業所1：▲464 ・ " 2： 0
	其他 事業所 1	1,800 (代替的支援なし)	1,800 (上限管理後も 1割同額)	(×) 1,800 <u>上限管理事業所</u> <u>との調整が必要</u> <u>なので請求×</u>	
	" 2	1,000 (すべて 代替的支援)	1,000 (上限管理後も 1割同額)	0 (代替的支援 のため)	

令和2年6月提供分は、
7/1-7/10の間に、
利用者負担軽減を反映させて
請求してください。